

塵芥処理施設、し尿処理施設再編行動計画(案)

1. 計画の目的

本行動計画は、公共施設適正配置計画（以下「適正配置計画」という。）に基づき、塵芥処理施設、し尿処理施設の再編・再配置を進めるにあたり、諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市等が取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域など関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 塵芥処理施設、し尿処理施設再編の対応方針及び対象施設の状況の再検証

適正配置計画第2章「施設分類ごとの適正配置方針」に示すように、郡上クリーンセンターと郡上北部クリーンセンター、郡上環境衛生センター及び白鳥管理型処分場の4施設を対象とし、再編・再配置の対応を検討します。

このため、各施設の廃棄物処理に係る市民の利便性及び施設運営経費削減の視点から、対象施設の状況並びに今後の方針等について再検証します。

(1) 対象施設の状況（詳細は、適正配置計画 298～303 ページを参照してください。）

施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		処理対象物及び処理能力	
				機能	施設		
① 郡上クリーンセンター	八幡	13	7,651.39	継続	検討	可燃ごみ 75 トン	資源ごみ 13 トン
② 郡上環境衛生センター	八幡	17	3,706.99	継続	検討	し尿等 90 kℓ	生ごみ 400kg
③ 白鳥管理型処分場 (浸出水処理施設)	白鳥	22	259.94	継続	検討	火災残渣等 4,140 ㎡	
④ 郡上北部クリーンセンター	白鳥	21	2,281.19	継続	検討	粗大ごみ 8 トン	小型金物

※公共施設適正配置計画より。築年数は、2019年（令和元年）現在

(2) 郡上市公共施設適正配置計画における対応方針

郡上クリーンセンターは、可燃ごみの焼却、資源ごみの分別・中間処理と出荷、不燃物の分別・処分を実施しています。郡上環境衛生センターは、し尿及び浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥・生ごみを受け入れ、水処理後の脱水汚泥と生ごみを原料とした汚泥発酵肥料を生産しています。白鳥管理型処分場（浸出水処理施設）は、市内で発生した火災残渣や、郡上北部クリーンセンターで発生する破碎残渣等の埋立処分を行っています。郡上北部クリーンセンターは、粗大ごみ・小型金物の中間処理を実施しています。いずれも管理運営は市直営（一部民間委託）で行い、人件費（清掃総務費）を含む塵芥処理費・し尿処理費の総額は1,111,754千円で、清掃手数料などで153,364千円の収入があります。

ごみ処理、し尿処理は市民生活・事業活動には不可欠な業務であり、その業務を行うための諸施設について以下のように対応することにしています。

一般廃棄物の処理は市の責務であることから、今後とも現在の施設が持つ各機能を継続します。ただし、現在の郡上クリーンセンターの設置における地元自治会との契約、郡上北部クリーンセンターの築年数や立地状況、人口減少等を見通したし尿処理施設のあり方、他の埋立施設を含めた管理型処分場のあり方など、今後の郡上市における環境衛生施設を見通した全体的な施設配置・施設の方向性について検討します。

特に郡上クリーンセンターと郡上北部クリーンセンターについては、利用者の利便性などを考慮しつつ、機能統合を含めた今後の施設のあり方について検討します。

(3) 対象施設の利用実態及び課題（令和元年度）

後述する「3. 再編・再配置のシナリオとスケジュール」において、個々の施設の最終的な再編の取組みの妥当性を検証するため、現時点（令和元年度実績）における各衛生施設で実施している施策や事業内容、及び課題について整理します。

① 郡上クリーンセンター

主として可燃ごみの焼却、資源ごみの分別・中間処理と出荷、不燃物の分別・処分を実施しており、供用開始後 13 年を経過しています。焼却施設は年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）を除き 24 時間稼働しています。管理運営は、焼却炉の運転管理業務を民間委託し、他の業務は直営（正規職員 9 人、会計年度任用職員 13 人）で行い、管理運営費と大規模修繕費で 518,593 円を支出し、ごみ処理手数料などとして 111,975 千円の収入があります。可燃ごみの処理能力は運用上の 37.5 t/日に対して、稼働日当たり平均 35.3t/日を処理し、1 トンあたりの処理費用は 43.3 千円となっています。

リサイクルプラザは年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）と日曜日を除く毎日受け入れを行い、年間の搬入量は 1,352 トンで、分別収集したものを中間処理（圧縮・梱包）し出荷しています。管理運営費と大規模修繕費で、39,599 千円を支出し、資源物売払収入などで 5,225 千円の収入があります。

② 郡上環境衛生センター

し尿及び浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥、生ごみの処理を実施しており、供用開始後 17 年経過しています。施設は 24 時間 365 日稼働し、受け入れは年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）と土日祭を除く毎日 8 時 30 分から 16 時 30 分まで行っています。

施設の運転管理は民間委託で、受入事務・運転管理指導及び機械設備の管理を直営（正規職員 3 人、内兼務 1 人）で行い、管理運営費と大規模修繕費で 172,064 千円を支出し、処理手数料など 24,349 千円の収入があります。し尿等の処理能力 90k1/日に対して平均 53k1/日を処理し、市内人口の 58.3%の利用率となっており、1 k1あたりの処理費用は 9,671 円となっています。

また、処理後の脱水汚泥を原料とした汚泥発酵肥料「郡上コンポスト」を生産し、市民等に無料配布することで、資源循環を実施しています。汚泥発酵肥料の生産は堆肥化棟で行い、年間 256.7 トン、1 袋（15 kg）あたりの製造単価は 2,859 円となっています。肥料の使用袋数は 11,062 袋で、市内 84%、市外 16%、主に畑作肥料として使用されています。

③ 白鳥管理型処分場（浸出水処理施設）

市内で発生した火災残渣や、郡上北部クリーンセンターで発生する破碎残渣の埋立処分を実施し、供用開始後 22 年経過しています。

受入は必要に応じて実施し、管理運営は直営（郡上北部クリーンセンター職員）で実施し、浸出水の水処理設備の維持管理は民間委託し、管理運営費 3,190 千円を支出し、収入はありません。これまでに 6,234 m³受入れており、総埋立可能量（6,796 m³）に対する残余量は 562 m³で、今後 10 年程度で満杯となる見込みとなっています。

④ 郡上北部クリーンセンター

粗大ごみ・小型金物の中間処理を実施しており、供用開始後 21 年経過しています。稼働は年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）と日曜日及び、1 月～2 月の土曜日（積雪等のため）を除く 8 時 30 分から 16 時まで毎日受け入れています。施設の管理運営は直営（正規職員 4 人、会計年度任用職員 1 人、シルバー人材 2 人）で行い、管理運営費と大規模修繕費で 33,494 千円を支出し、ごみ処理手数料などで 11,815 千円の収入があります。

処理能力は 8 t / 日で、平均 2.6 t / 日进行处理し、年間 259 トンを中間処理し、可燃物は郡上クリーンセンターで焼却し、金物などの有価物は販売し、破碎残渣は最終処分場で埋立処理しています。

3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール

適正配置計画における対応方針と対象施設の再検証の状況から、郡上市の塵芥処理施設、し尿処理施設のあり方にかかる検討課題を以下のポイントで整理し、全体的な方向性を示したうえで、個々の建物の具体的な再編・再配置のシナリオを示します。

（1）全体的な方向性について

一般廃棄物の処理は市の責務であることから、今後とも各施設の機能を継続することで、市内で発生する一般廃棄物进行处理し、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。このうち塵芥処理施設は、郡上クリーンセンター、郡上北部クリーンセンター、白鳥管理型処分場があり、それぞれの施設機能を継続しますが、郡上クリーンセンターと郡上北部クリーンセンターについては、施設機能が重複することから、施設の対応年数と市民の利便性などを勘案し、別途策定する「クリーンセンター施設整備基本構想」のなかで、統合について検討します。また、し尿処理施設については、人口減少や下水道の統合及び接続率の向上などの環境の変化を見極めつつ施設のあり方を継続的に検討することとし、汚泥再生処理による「郡上コンポスト」の生産と利用方法については、循環型社会形成への寄与と生産コストの観点及び、施設建設補助事業のからみを含めて、今後のあり方を検討します。

（2）全体の方向性を踏まえた各施設個別の課題と取組みについて

① 郡上クリーンセンター

【適正配置計画における対応方針】

- 廃棄物の適正な処理を行い、公衆衛生を確保する観点から機能は継続するものの、施設設備の耐震年数や、地元自治会との契約期間を勘案し、今後の施設のあり方を検討します。
- 運転管理業務に加え、施設管理業務などさらに民間活力の活用を進め、効率化を図ります。

【行動計画】

市内で発生する可燃性一般廃棄物の適正な処理を継続実施するために、施設の機能統合を含めた更新計画を策定し、廃棄物の適正な処理を継続します。また、施設の運転管理等については、民間活力の活用を含めて検討を進めます。

- 郡上クリーンセンター施設整備基本構想の策定のなかで、地元自治会との契約期間も視野に入れ、今後の方向性を示します。
- 基本構想は、郡上北部クリーンセンターとの機能統合を視野に入れて策定します。

② 郡上環境衛生センター

【適正配置計画における対応方針】

- 公衆衛生の確保の観点から、機能は継続しますが、人口の減少、下水道の普及状況を踏まえ、施設のあり方について検討します。
- 当面の間、必要に応じて機器設備の更新を図ります。

○管理運営については当面現行どおりとします。堆肥化した肥料の有料化については、他自治体の動向などの調査を含めて検討します。

【行動計画】

人口減少や下水道の統合及び接続率の向上を踏まえても、当分の間、人口に占める利用率が半数を下回らない状況が見込まれることや、平成 29 年度に堆肥化施設の更新工事を実施し、施設耐用年数として現時点で問題がないことから、施設の適正な点検整備や機器更新により、施設機能を継続します。

污泥発酵肥料「郡上コンポスト」については、計画時点から無料配布により資源循環型社会の形成に寄与することを目的に設置した経緯があり、県内自治体の状況及び有料化した場合のリスクの洗い出しをしっかりと行ったうえで、有償・無償それぞれの合理性を洗い出し、今後の方向性を明確にします。

- 適正な施設の運転管理と施設機器の更新により施設機能を継続します。
- 施設利用率の推移を見極めるなかで、適切な施設運転手法の検討を継続します
- 堆肥の無料配布については、これまでの経緯を踏まえつつ現段階では無料配布を継続し、今後は社会情勢の変化に対応する検討を行って行くものとします。

③ 白鳥管理型処分場(浸出水処理施設)

【適正配置計画における対応方針】

○市民が排出する家庭ごみ等の最終処分場として継続します。
○数年後に現在の施設の許容量に達することから、拡張について検討します。
○施設機器の管理については、専門的な技術を必要とすることから、現行通り民間委託で実施します。

【行動計画】

埋立残容量が 10%程度であることから、予想残年数の 10 年以内に、施設の拡張又は新設設置の検討を進め、最終処分場の必要性についての方向性を示します。

- 埋立残容量が満杯となる予想残年数の 10 年以内に、施設の拡張又は新設設置の検討を進め、最終処分場の方向性を示します。

④ 郡上北部クリーンセンター

【適正配置計画における対応方針】

○ごみの減量と資源化の取組みを強化するとともに、廃棄物の適正な処理を行い、公衆衛生を確保する観点から、今後も機能を継続します。
○施設は、必要な修繕を行い当面継続使用するものの、郡上クリーンセンターの一部機能と重複することから、廃棄物処理の一元化など全体的な一般廃棄物処理施設のあり方について検討します。
○管理運営については当面現行どおりとしますが、民間活力を活用した管理運営手法について検討します。

【行動計画】

ごみの減量と資源化を促進するため、市内で発生する金属・金属製粗大ごみなどの適正な処理を継続する必要がありますが、供用開始から 20 年を経過していることもあり、市民の利便性とライフサイクルコストを総合的に検討するなかで、郡上クリーンセンターへの機能統合を検討します。

- 郡上クリーンセンター施設整備基本構想において、令和 11 年 3 月を目標に機能統合を目指す方向を示します。
- 機能統合までの間、必要な機械設備の補修を行い、施設の処理機能を維持します。

(3) スケジュール (ロードマップ)

10 年間(令和元年度～令和 10 年度)の主な取り組みを以下に示します。

施設名等	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9-10 年度	
環境衛生施設全般の検討 ・各施設のあり方 ・施設管理運営の手法 ・受益者負担の適正化 施設の長寿命化の検討	→ 左記の事項の検討	→→→→→→→ 検討結果に基づく施策の実施、施設のあり方の検討						
① 郡上クリーンセンター	→ 現契約の更新について、地元自治会と協議	→→→→→→→ 協議結果に基づく対応 施設・設備の更新						
		→→→→→ 生活影響環境調査 施設更新基本構想の策定 発注手続き			→→→→→ 実施設計及び建設工事			
② 郡上環境衛生センター	→→→→→ 施設の運転手法の検討	→→→→→→→ 検討結果に基づく対応						
③ 白鳥管理型処分場	→→→→→ 施設拡張又は移設の検討	→→→→→→→ 検討結果に基づく対応						
④ 郡上北部クリーンセンター	→→→→→ 機能統合の検討	→→→→→→→ 検討結果に基づく対応						

4. 再編・再配置に向けて

「3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール」に示すように、各施設の具体的な取り組みと工程表を示しましたが、この再編・再配置を進めていくうえでは、以下の課題への対応と同時に、地域住民・関係者との合意形成が重要となります。

諸課題に対する対応の方向性とスケジュールを示すとともに、上記に記載のロードマップに基づき、以下のように関係団体等と協議のうえ合意形成を図り、令和10年度までの再編を図ります。

(1) 諸課題への対応

① 郡上クリーンセンター施設整備基本構想の策定と事業計画の策定

一般廃棄物の処理は市の責務であることから、今後も現在の施設が持つ各機能を継続していくため、施設整備計画策定に向け、令和3年度から一般廃棄物処理基本計画及び循環型社会形成推

進地域計画策定、施設基本整備構想策定、施設候補地の選定等を進めます。

令和4年度以降は施設基本計画策定、生活環境影響調査、施設実施設計等を実施し、令和10年3月末の施設工事の完成に向け事業計画します。なお事業推進に際し、地元坪佐地区との合意形成が不可欠となるため、計画策定に合わせ地元調整を進めます。

② 郡上クリーンセンターと郡上北部クリーンセンターの統合計画の策定

郡上クリーンセンターの施設整備計画のなかで、郡上北部クリーンセンターの築年数や市民の利便性向上、人口減少などを見通した施設規模などを踏まえ、郡上北部クリーンセンターの機能統合を含めた計画策定を進めます。

③ 白鳥管理型処分場の拡張または移設

白鳥管理型処分場については、埋立残量が10年程度で満杯になると予測されることから、施設の拡張または、移設について検討を進めます。

④ 郡上環境衛生センターの運転手法の検討

人口減少や下水道接続などにより、処理量が大幅減少した場合の施設の運転手法を検討することで、ライフサイクルコストの削減に努めます。

(2) 関係団体等との協議

本行動計画を着実に推進していくためには、市民・地域との合意形成が不可欠です。

令和3年4月以降、関係団体への説明会を早期に開催するほか、下記の諸団体との協議をきめ細かく進めます。

団体等	説明・協議内容
地元自治会	現契約の更新に係る協議
廃棄物減量等推進審議会	基本構想の内容と施設のあり方及び今後の進め方の協議
市議会	実施計画の説明と今後の進め方の説明
市民	施設統合の広報・周知

参考：庁内検討体制

項目	分野	課名
責任課 (取りまとめ)	全体調整、地域・団体等調整、	環境課
主幹課 (施設利用)	郡上クリーンセンター	郡上クリーンセンター
	郡上北部クリーンセンター	郡上北部クリーンセンター
関係課 (全体調整)	財政計画、予算	総務部 財政課
	公共施設管理	総務部 契約管財課